

地区計画における緑地率の算定基準

樹木の算定根拠

都市緑地法施行規則第9条1項2号イ（2）において樹木（高さ1メートル以上のものに限る。）の高さごとの半径を規定した表を基準とし、下記のように定める。

樹木の高さ	半径	水平投影面積	算定面積
1m 以上 2.5m 未満	1.1m	3.7994 m ²	3.5 m ²
2.5m 以上 4.0m 未満	1.6m	8.0384 m ²	8.0 m ²
4.0m 以上	2.1m	13.8474 m ²	13.5 m ²

生垣の算定根拠

生垣の厚み	0.3m
-------	------

生垣の厚み（0.3m）×延長

芝生の算定根拠

芝生については、植栽されている面積とする。

都市緑地法施行規則

（建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積）

第九条 法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

一 建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設 緑化施設が整備された外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に一メートルを乗じて得た面積

二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計

イ 樹木 次のいずれかの方法により算出した面積の合計

（1） 樹木ごとの樹冠（その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

（2） 樹木（高さ一メートル以上のものに限る。以下（2）において同じ。）ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の上欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円（その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又は（1）の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

樹木の高さ	半径
一メートル以上二・五メートル未満	一・一メートル
二・五メートル以上四メートル未満	一・六メートル
四メートル以上	二・一メートル